平成２３年５月１２日

各　位

会社名　　株式会社 東京放送ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　　石　原　　俊　爾
コード番号　９４０１　東　証　第　一　部
問合せ先　　総務部長　　國　分　　幹　雄
電話番号　　０３　－　３７４６　－　１１１１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成２３年６月２９日開催予定の当社第８４期定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1)「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行に伴い「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条「一般放送事業」等の定義に関する規定が変更されることに対応するため、現行定款第 2 条の事業目的を一部変更するものであります。

なお、本定款変更は「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行日をもって、その効力を生ずることといたします。

(2) 株主総会及び取締役会の機関運営に柔軟性をもたせるため、招集者及び議長並びに役付取締役の構成について、その決定を取締役会に委譲するものであり、以下のとおり変更を行うものであります。

①株主総会及び取締役会の「招集者及び議長」の決定を取締役会決議に委譲することとし、「取締役社長」又は「取締役会長」と規定している箇所を「あらかじめ取締役会の定めた取締役」に変更するものであります。

②役付取締役の『職位』について「会長、社長」のみ例示し、その他の役付取締役については取締役会決議に委譲するものであります。

③その他、表現の統一等の整備を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成２３年６月２９日（水）予定
定款変更の効力発生日	「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行日

以　上

定款変更の内容

別　紙

変更の内容は次のとおりです。下線は変更箇所を示します。

現　　行	変 更 案
第１条　　（省略）	第１条　　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すると共に、これら会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。 1.　放送法による一般放送事業、及びその他放送事業 2.～37.　（省略） ２　　（省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すると共に、これら会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。 1.　放送法による放送事業 2.～37.　（現行どおり） ２　　（現行どおり）
第３条～第 12 条　（省略）	第３条～第 12 条　（現行どおり）
第３章　　株 主 総 会 （招集権者及び議長） 第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第３章　　株 主 総 会 （招集権者及び議長） 第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。 ２　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 14 条～第 20 条　（省略）	第 14 条～第 20 条　（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会 （代表取締役及び役付取締役） 第 21 条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。	第４章　　取締役及び取締役会 （代表取締役及び役付取締役） 第 21 条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を選定することができる。

現　　行	変 更 案
（取締役会の招集権者及び議長） 第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。 2　取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、取締役会長、取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。 2　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第 23 条～第 27 条　（省略）	第 23 条～第 27 条　（現行どおり）
（相談役及び特別顧問） 第 28 条　当会社は、取締役会の決議によって、相談役及び特別顧問を置くことができる。	第 28 条　　（削除）
第 29 条～第 43 条　（省略）	第 28 条～第 42 条　（現行どおり） 附則 第１条　第２条第１項第１号の変更は、「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行日を効力発生日とし、本条の規定は、同日をもって削除する。
以　上	以　上